

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会広報協力用デザイン使用取扱要領

1 目的

この要領は、2018年の福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会(以下「両大会」という。)の開催に向け、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が両大会を県民みんなで盛り上げることを目的として定めた「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会広報協力用デザイン」(以下「広報協力用デザイン」という。)を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 使用の届出

広報協力用デザインを使用しようとする者は、あらかじめ、様式1「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会広報協力用デザイン使用届」を実行委員会会長に提出するものとする。

3 広報協力用デザイン

広報協力用デザインは、別紙のとおりとする。

4 使用料

無償とする。

5 使用期間

両大会終了(平成30年10月)までとする。

6 留意事項その他

(1) 4の規定に関わらず、広報協力用デザインを商品、景品および広告等、収益を上げることを目的として作成され、又は提供される物品等に使用する場合は、有償とする。

この場合の取扱いについては、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会に係る標章およびマスコット等使用取扱規程」の定めによるものとする。

(2) 広報協力用デザインは改変してはならない。ただし、デザインの改変を伴わない拡大・縮小は除くものとし、両大会の標章およびマスコットを除く部分の拡大・縮小を行う必要がある場合は、実行委員会に協議すること。

(3) 以下に該当するときは、広報協力用デザインを使用することができない。

ア スポーツおよび両大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

イ 法令もしくは公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。

エ その他会長が不相当と認めるとき。

(4) この要領に定めのない事項は、実行委員会と使用者が協議して決定する。

附則

この要領は、平成27年11月26日から施行する。